

「子育て世帯訪問支援事業（児童支援ヘルパー）（子育てヘルプ）」

登録事業者募集要項

令和7年2月

西宮市こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課

1. 募集の趣旨

西宮市では、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対しヘルパー派遣を行う子育て世帯訪問支援事業を行っています。

この度、今後のサービス供給体制の安定化を図るため、令和7年度より新たにサービス提供事業者の登録を希望する事業者の募集を行います。

2. 業務の仕様

「西宮市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」第4条第1項に規定する業務
…「西宮市子育て世帯訪問支援業務（児童支援ヘルパー）および同（子育てヘルプ）各仕様書」参照。

3. 応募資格

次の各項目をすべて満たす事業者であること。

- (1) 西宮市内に事業所を有する本業務の適切な運営が確保できると認められる、介護保険法第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として指定を受けた訪問介護事業所、介護保険法第115条の45の5第1項の規定により、指定第一号事業者として指定を受けた予防専門型訪問サービス事業所、同規定により、指定第一号事業者として指定を受けた家事援助限定型訪問サービス事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた居宅介護事業所のいずれかであること。
- (2) 市内全域にヘルパーを派遣できること。
- (3) 法人若しくは法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている
 - (イ) 国税又は地方税を滞納している
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当する者
 - (エ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている
 - (オ) 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者（本市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合）
 - (カ) 市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する者（市長又は副市長が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合（当該団体に対して本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合

を除く))

- (キ) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する
- (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続きをしている者
- (4) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4. 応募手順

(STEP1) 募集要項・応募書類の入手

(ア) 配布方法

西宮市ホームページからダウンロードすること。（紙媒体での配布は行わない。）

(イ) 配布期間（ホームページ掲載期間）

令和7年2月9日(日)～ 2月28日(金)

(STEP2) 業務説明資料の送付申込（エントリー）

応募に先立ち、下記手順によるエントリー手続きを行うこと。

【注】 3. 応募資格に該当しない事業者からのエントリーは不可とする。

①上記ホームページ末尾の「**お問い合わせメールフォーム**」より必要事項を入力し、送信。

お問い合わせ先 子供家庭支援課	西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所本庁舎 7階 電話番号：0798-35-3658 ファックス：0798-35-5525
>	お問い合わせメールフォーム

ココをクリック

お名前【必須】	【貴事業者名】※本欄に担当者名は不要
住所	(不要)
電話番号	【ご担当者様直通の番号】★必須★
メールアドレス	半角英数字のみ使えます。 【返信先メールアドレス】★必須★
件名【必須】	業務説明資料送付希望
ご意見・お問い合わせの内容【必須】	※本文には必ず以下の内容を入力してください。 【貴事業者ご担当者様フルネーム】 ※本件募集登録の実務を担当される方としてください。

こちらの記載例の要領で入力の上、送信して下さい。

⇒②市より、入力されたメールアドレス宛に、『**業務説明資料 (PDF ファイル)**』をメール添付にて送付。

(注：応募提出に際しては、本資料により業務内容等の詳細等を必ず確認すること。)

(STEP3) 応募書類の提出

(ア) 提出方法 **持参または郵送**

提出先：下記 9. に記載。(※電子メールによる提出は不可。)

(イ) 受付期間 **令和7年2月28日(金)【厳守】**

持参の場合は、午後 5 時迄。代理人の持参可。郵送の場合は当日消印有効。

5. 提出書類

次の書類を**各1部**提出すること。

- (1) 応募申請書【様式 1】
- (2) 誓約書【様式 2】
- (3) 業務実施体制確約書【様式 3】
- (4) 事業所情報提供書【様式 4 (※1)】
(※1)応募事業者単位ではなく、実際に派遣拠点となる事業所ごとに作成。
(事業所を 3 か所で応募する場合、様式 4 は計 3 枚必要。)
- (5) サービス事業者指定書の写し(※2)
(※2)上記様式 4 同様、事業所ごとに提出が必要。

6. 応募の辞退及び登録手続き等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、下記担当課までその旨連絡し、応募辞退届【様式 5】に記入押印のうえ、書面で提出すること。
- (2) 提出書類に基づく審査の結果は、すべての応募事業者に本市から書面で通知する。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、登録するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者を登録事業者として登録しない。

- (1) 前記 3. に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 業務を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

8. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。また、応募に係る経費及び準備等の損害賠償には一切応じない。
- (3) 当該募集は、あくまで登録事業者の募集を行うものであるため、登録されても必ず契約するものではない。
(※契約は、当該年度の子算成立を受け、単年度ごとに、子育て世帯訪問支援業務（児童支援ヘルパー）および同（子育てヘルプ）の別にそれぞれ単価契約を締結する。）

9. 問い合わせ先（応募書類提出先）

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課 育児支援チーム

（市役所本庁舎7階 73番窓口） 担当者：斎藤

電話(担当者直通) : 0798-35-3796